仕様書

件名	可搬型モービルマッピングシステムの賃貸借及び保守サービス

賃貸借期間	令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（60箇月）
納入期限	■一括納品 別添1「可搬型モービルマッピングシステム（MMS）仕様書」のとおり
納入場所	■1箇所　名称：山形県警察本部刑事部捜査支援分析課 所在地：山形県山形市松波二丁目8番1号
設置作業等	■あり　作業の内容（別添1「可搬型モービルマッピングシステム（MMS）仕様書」のとおり）
	□なし

リース物品

品名	型番・規格	数量	単位	備考
可搬型モービルマッピングシステム	別添1「可搬型モービルマッピングシステム（MMS）仕様書」のとおり	1	式	

別添1

可搬型モービルマッピングシステム（MMS）仕様書	
件名	可搬型モービルマッピングシステムの賃貸借及び保守サービス
数量	1式
システム内訳	モービルマッピングシステム（以下、MMSという。）本体 MMS取得データ後処理関連ソフト GNSS基準局補正データの利用 導入トレーニング 保守サービス
納入場所	山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部捜査支援分析課
納期	令和9年2月28日まで
賃貸借期間	令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

仕様内容			
MMS本体	性能	[X,Y]及び[Z]方向の絶対位置精度	GNSS測位障害のない環境 RTK［10cm］［10cm］以下 GNSS測位障害（60s）環境 後処理［3m］［10m］以下
		[X,Y]及び[Z]方向の相対位置精度	GNSS測位障害なし環境 RTK［5cm］［5cm］以下 GNSS測位障害（60s）環境 後処理［20mm］［20mm］以下
	スキャナ	計測点数 スキャンスピード 測距精度 最大計測距離 実運用距離 リターン数 最小距離 視野角 レーザークラス	40万点/秒 20Hz 2cm 80m 30m 1 1.5m以下 360° 全周、垂直±15度 クラス1 相当
	カメラ	タイプ 解像度 明度制御	USBカメラ（前方視認用） 8MP相当 リアルタイム、全自動
	位置情報	GNSS	マルチコンステレーション、 マルチ周波数(L1, L2使用)
		アンテナ	完全一体化
		RTK	NTRIPネットワーク （ichimill使用）

	電源	タイプ	インバータ(シガーソケット)、 またはポータブル電源
	環境特性	最高速度 使用温度範囲 保管温度範囲	80km/h程度 -10℃～+50℃ -20℃～+50℃
	センサヘッド寸法	縦×横×高 重量	20×20×20cm相当 約3.0kg
	補助機材	マウント	発注者が指定する車両にMMS本体を搭載でき、かつ容易に取り外しができる構造とすること。
		コントロールボックス(1個) 本体システムケーブル(1本) 2TB SSD(2個) ポータブル電源(1台)	
	その他	利用するに当たり車両の改造が不要であること。	
MMS取得データ後処理関連ソフト	機能	①後処理ソフトウェア軌跡の精密化 データエクスポート(LAS形式) ②中間ソフトウェア 図化ソフト対応データへの変換	
導入トレーニング		MMS導入に際したトレーニング　1～2名で1日程度	
保守	定期メンテナンス	MMSは、年1回の点検を行うこと。 点検内容は、機材の動作確認、データ取得と確認結果であるキャリブレーションレポートを発行すること。	
	障害対応	機材の故障または重大な不具合により計測が行えない場合、発注者が当該機材を取り外し、受注者へ発送すること。なお、発送に係る往復の輸送費用は受注者の負担とすること。 通常運用において発生した物理的な故障に係る修理部品代および修理技術料は、受注者が負担すること。 障害等により交換した記録媒体については、データ保護のため、物理的破壊など復元不可能な措置を施すこと。 交換により取り外した記録媒体および新たに装着した記録媒体の製造番号を、書面にて発注者に提出すること。	
	代替機優先手配	機材の定期メンテナンス、または故障・不具合により計測ができない場合は、デモ機を代替機として優先的に貸し出すこと。	
	国内サポート	電子メールと電話対応にて計測とデータ解析のサポートをすること。サポートは原則国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)及び年末年始を除く月曜日から金曜日9:00～17:00とする。	

	年次国内校正	可搬型MMSは、年1回の国内で校正を行うこと。
その他の条件		
記録媒体の固有番号に関する届け出	(1) 受注者は、次に規定する項目を記載した書面を、記録媒体への県情報保存前に発注者に提出しなければならない。 ア 情報機器の記録媒体の情報(種類、型番) イ 情報機器の記録媒体を特定する固有番号(シリアル番号) (2) 受注者は、機器等の保守や故障等により上記届け出の記録媒体を交換した場合は、速やかに変更内容を記載した書面を発注者に提出しなければならない。 (3) 受注者は、取り外した記録媒体と新たに納品した記録媒体のシリアル番号を、書面で発注者に提出すること。	
故障や保守点検等により交換した記録媒体の抹消措置	受注者は、故障や保守点検等により交換した記録媒体について、交換の都度、次のとおり抹消措置を行わなければならない。 (ア) 発注者の指定する場所において記録媒体の磁気的破壊と物理的破壊(以下、「破壊処理」という)を行うこと。 (イ) 破壊処理の完了は発注者と受注者双方で確認することとし、確認完了後に破壊した記録媒体を撤去すること。 (ウ) 破壊処理は専用の装置により確実に情報の読み取りができなくなる方法で行うこと。 (エ) 撤去した記録媒体は、データ消去及び破壊処理を行い、処理完了を証する処理完了報告書を発注者に提出すること。 (オ) 破壊処理から処理完了報告書提出までは、原則2ヵ月以内に実施すること。 (カ) 処理完了報告書には、対象の記録媒体のシリアル番号一覧及び破壊処理を実施したことが確認できる写真記録を添付すること。	
抹消措置計画	(1) 受注者は、次に掲げる項目を記載した賃貸借を行った記録媒体を抹消するための計画(以下「抹消措置計画」という。)を作成し、賃貸借期間満了の1か月前までに発注者に提出し、承認を得なければならない。なお、抹消措置計画の作成に当たっては、受注者は、賃貸借期間満了の3か月前を目途に、発注者に対し計画の作成に必要な事項(対象機器の返却予定時期、作業場所等)を確認すること。 (ア) 抹消措置を行う記録媒体の情報(名称、種別、型番、固有番号(シリアル番号)等) (イ) 抹消措置実施に関する情報(実施事業者等) (2) 抹消措置計画は、原則として、賃貸借期間満了後3か月以内に終了するものでなければならない。	

撤去作業	(1) 発注者は、記録媒体について、自ら抹消措置を行ったのち、賃貸借期間満了後1か月程度を目途に情報機器を含め受注者に返却する。 (2) 返却は発注者の指定した場所で行い、返却にあたっては、記録媒体の固有番号(シリアル番号)等と、受注者が行った抹消措置の完了を発注者と受注者の双方で確認すること。 (3) 受注者は、物件の撤去に際しては、日程及び撤去方法について発注者と事前に協議すること。 (4) 受注者は発注者から記録媒体を含む情報機器等のすべての物件の返却を受けたのち、受注者の負担と責任において速やかに撤去すること。
賃貸借期間満了後の抹消処置	(1) 受注者は、設定、保守及び撤去作業に係るデータを発注者の承諾を得ることなく外部に持ち出さないこと。 (2) 受注者は、本契約により賃貸借を行った情報機器の記録媒体について、賃貸借期間が満了した場合には、次のとおり抹消措置を行わなければならない (ア) 記録媒体を含む情報機器の撤去後、原則、2か月以内に受注者の施設内において、データ消去専用ソフトウェアによる抹消措置を実施の上、処理完了を証するデータ消去証明書を発注者に提出すること。 (イ) 抹消措置は、確実に情報の読み取りができなくなる方法で行うこと。 (ウ) 記録媒体の破損等によりデータ消去専用ソフトウェアによる抹消措置を行うことができない場合は、破壊処理後に、処理完了報告書を発注者に提出すること。 (エ) データ消去証明書には、対象の記録媒体のシリアル番号一覧と抹消措置を実施したことを確認できる写真記録を添付すること。 (3) 処理完了報告書には、対象の記録媒体のシリアル番号一覧と破壊処理を実施したことを確認できる写真記録を添付すること。
納入条件	(1) 受注者は納入時に初期設定を行い、正常に作動するか点検調整を行い、十分に操作方法を説明すること。 (2) 代替機を除き全て新品を納入すること。 (3) 納入(設置)に要する費用(機器調整、梱包材撤去を含む。)及び賃貸借期間満了時の撤去費用(納入(設置)場所からの撤去)は受注者が負担するものとし、これらに要する経費は、機器の賃貸借料に含まれるものとする。